

「取引所株価指数証拠金取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(平成 29 年 11 月 27 日)

現 行	変 更 後
<p>取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆ (省 略)</p> <p>☆証拠金</p> <p>①～⑤ (省 略)</p> <p>⑥証拠金の引出し</p> <p>証拠金が、取引所が定める引出しの基準となる額以上で当社が定める額を上回る場合には、その上回る額を限度として証拠金預託額の範囲内で現金の引出しを行うことができます。</p> <p>⑦ (省 略)</p> <p>(追 加)</p>	<p>取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆ (現行どおり)</p> <p>☆証拠金</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(6)証拠金の引出し</p> <p>証拠金が、取引所が定める引出しの基準となる額以上で当社が定める額を上回る場合には、その上回る額を限度として証拠金預託額の範囲内で現金の引出しを行うことができます。</p> <p><u>原則として、出金依頼日の翌営業日にお客様名義の指定金融機関口座に送金いたします。出金は1営業日1回です。</u></p> <p><u>※1営業日とは7:00～翌7:00(米国サマータイム期間は6:00～翌6:00)です。</u></p> <p><u>※1億円以上のご出金の場合は上記日数より時間がかかる場合があります。</u></p> <p><u>※出金時の振込手数料は当社が負担いたします。</u></p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) <u>証拠金不足の取扱い</u></p> <p><u>本取引は取引日ごとの取引終了時におけるお客様の証拠金等の実預託額(有効証拠金)が必要証拠金額(取引所基準額にて計算)を下回る場合(以下「証拠金不足」という)、次に定める基準にしたがって処理を行います。</u></p> <p><u>①証拠金不足が生じた場合、お客様の新規取引を規制し、証拠金不足が生じている旨を通知します。</u></p> <p><u>②入金期限：証拠金不足判定の翌取引日17時</u></p> <p><u>③当社は、②に定める時間までにお客様からの不足額に係るご入金を確認できなかった場合には、当社所定の時間において、注文中の注文を取消したうえで、お客様が保有するすべての建玉を決済する(以下「強制決済」という)します。ただし、この場合、常にロスカットルールが優先されるものとします。</u></p> <p><u>※日本の金融機関の休業日の前日に証拠金不足が発生した場合、強制決済処理は行いません。</u></p>

現 行	変 更 後
<p>⑧～⑫ (省 略)</p> <p>☆～☆ (現行どおり)</p> <p>☆税金の概要</p> <p><u>個人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生した益金（手仕舞いで発生した売買差益、金利相当額および配当相当額をいいます。以下同じ。）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。また、損失額については、一定要件の下、翌年以降3年間繰越すことができ、他の先物商品との間での損益通算を行うことが可能です（詳細については、税務当局または税理士等の専門家にご確認下さい。）。</u></p>	<p><u>④レート変動による本口座の評価損益の変動、または保有建玉の一部決済により有効証拠金が必要証拠金を上回った場合でも証拠金不足は解消されません。</u></p> <p>(9)～(13) (省 略)</p> <p>☆～☆ (現行どおり)</p> <p>☆税金の概要</p> <p>(1)個人のお客様に対する課税</p> <p><u>本取引で発生した利益（手仕舞いで発生した売買差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%、地方税が5%となります。また、その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降3年間、繰越すことができ、他の先物商品との間での損益通算を行うことが可能です。</u></p> <p>(2)法人のお客様に対する課税</p> <p><u>各法人の事業年度に応じて損益を計算します。法人本来の事業活動における損益と外国為替証拠金取引による損益を合算して課税所得を計算します。法人税法では事業年度末日における未実現損益も課税所得計算に参入する必要があります。事業年度末日に外国為替証拠金取引による決済があったものとして損益計算を行い、課税所得の計算をします。課税所得にマイナスが生じた場合、青色申告の届出を提出していれば、損失を7年間繰越すことができます。</u></p> <p>(3)支払調書</p> <p><u>当社は、お客様が本取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所(所在地)、氏名（法人名）、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</u></p> <p><u>※詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。</u></p> <p><u>なお、税制については、関連法令またはその解釈等が将来変更される可能性があります。</u></p> <p><u>※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。</u></p>

現 行	変 更 後
<p>当社への取引の委託の手続きについて</p> <p>①～⑩ (省 略)</p> <p>(追 加)</p> <p>⑪ (省 略)</p>	<p>当社への取引の委託の手続きについて</p> <p>(1)～(10) (現行どおり)</p> <p><u>(11)取引所に対する個人情報の提供について</u></p> <p><u>金融商品取引業者は、顧客の同意に基づき、顧客の個人情報を取引所に開示することがあります。</u></p> <p>①<u>個人情報の提供先(取引所)</u></p> <p>商号 : 株式会社東京金融取引所</p> <p>所在地 : 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号鉄鋼ビルディング8階</p> <p>②<u>提供される個人情報の内容</u></p> <p>氏名、住所、電話番号、メールアドレス、取引ログインID、銀行口座に関する情報</p> <p>③<u>提供された個人情報の利用目的</u></p> <p><u>証拠金の管理・返還その他これらに関連する事項に必要な範囲で利用します</u></p> <p>(12) (現行どおり)</p>
<p>取引所為替証拠金取引およびその委託に関する主要な用語</p> <p>・～・ (省 略)</p> <p>(追 加)</p> <p>・～・ (省 略)</p>	<p>取引所為替証拠金取引およびその委託に関する主要な用語</p> <p>・～・ (現行どおり)</p> <p><u>・裁判外紛争解決制度(さいばんがいふんそうかいけつせいで)</u></p> <p><u>訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。</u></p> <p>・～・ (現行どおり)</p>
<p>金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 苦情処理および紛争解決 (省 略)</p> <p>東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館</p> <p>(以下省略)</p> <p>平成 28 年 11 月 21 日</p>	<p>金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 苦情処理および紛争解決 (現行どおり)</p> <p>東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館</p> <p>(以下現行どおり)</p> <p>平成 29 年 11 月 27 日</p>